

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
060010	EPAに基づく外国人介護福祉士候補者の受入れ	・経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定期間書十第一編第六節1及び2 ・経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定期間書八第一節第六節	○ 現行制度上、介護福祉士候補者として就労を行う在留資格はないが、我が国とインドネシア、フィリピンとの間の経済連携協定(EPA)に基づき、特例的に受入れが行われている。 ○ 二国間で締結した経済連携協定に基づき、介護福祉士候補者(滞在期間最長4年)については1回、滞在期間中に国家試験の受験機会が与えられている。なお、候補者としての滞在期間終了後、再度入国して受験することが可能。 ○ 介護福祉士候補者は、原則として、6か月間の日本語研修を受けた後、介護施設で就労・研修を行う。	介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定めること。また、介護福祉士候補者(滞在期間最長4年)については1回、滞在期間中に国家試験の受験機会が与えられている。なお、候補者としての滞在期間終了後、再度入国して受験することが可能。 ○ 介護福祉士候補者は、原則として、6か月間の日本語研修を受けた後、介護施設で就労・研修を行う。	介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定めること。また、介護福祉士候補者(滞在期間最長4年)については1回、滞在期間中に国家試験の受験機会が与えられている。なお、候補者としての滞在期間終了後、再度入国して受験することが可能。 ○ 介護福祉士候補者は、原則として、6か月間の日本語研修を受けた後、介護施設で就労・研修を行う。	C	III	受検機会の拡大については、政府側から検討している。本件制度に基づく候補者の受入れが進む中、政府としても、就労中の候補者を対象に国家試験対策支援等の措置を講じており、また、現地での追加的日本語研修を検討しているところ、これらの効果を見極める必要がある。なお、仮に滞在期間についてEPAの規定を変更する場合には、相手国政府との交渉を行う必要がある。	右提案主体からの意見 ・今回の特区提案は、国家試験対策として、より一層の措置を講ずるものと考えたい。 ・滞在期間の延長は、外国人候補者、受入施設双方のニーズに沿ったものであることから、たとえ、交渉が必要になっても受入れられる可能性が高い。	C	III	EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者については、本年度から国家試験対策支援を拡充し、国家試験の見直しを発表するとともに、来年度の概算要求において追加的な日本語研修のための予算計上を行う等、まずは現行受入れ制度の下で改善に向けた努力を行っている。また、昨年11月に閣議決定された「包括的経済連携に基づく基本方針」を受け、国家戦略担当大臣の下に「人の移動検討グループ」を設置し、横断的な議論・検討を開始した(本年6月までに人の移動に関する課題について、基本的な方針を策定)。ご提案も参考にしつつ、政府内部で、厳しい財政状況の中、如何に受入れを一層改善できるか引き続き検討して参りたい。	右提案主体からの意見 ・滞在期間を一挙に10年延長することは難しいとのことであれば、まず、第1段階として、介護福祉士試験を1回だけでなく複数回受験できるように滞在期間の延長を図られるよう検討されたい。	C	III	「人の移動検討グループ」において、関係府庁間で、候補者の在留期間の延長を含め、候補者の受入れの改善の方策を検討中。「人の移動検討グループ」では、本件候補者受入れを含め、EPAに基づく人の移動に関し、本年6月までに基本的な方針を策定予定。		1 0 0 9 0 1 0	静岡県、愛媛県外38都道府県	静岡県、愛媛県外38都道府県	法務省 外務省 厚生労働省		
060020	世界連邦実現特区(平和巡礼特区に接続する者への査免)	外務省設置法第4条13 出入国管理及び難民認定法第6条	81の国・地域の外国人について、在留資格「短期滞在」に該当する場合、査証を免除している。	外国人が平和について学ぶ、あるいは認識を深めることを目的とするような観光目的で我が国へ入国する場合には、90日以内の「短期滞在」という在留資格が認められ、査証が必要な場合には、在留資格が認められたことに伴い、通常5業務日程度で発給されること、 「広島 平和巡礼」という特別な在留資格(在留期間は平和巡礼終了まで)を規定し、その際、査証は免除とする。	外国人の入国後その滞在地域を「平和巡礼特区」に限定することは困難と考えるため、「平和巡礼特区」参加者を対象として査証を免除することは困難である。	C	IV	別な角度から「世界に通用する平和巡礼パスポート」の必要性について意見を述べさせていただきます。世界連邦運動協会(会長 藤部俊樹)は、2010年9月8日に岡田大臣に「第四回 世界連邦実現に関する政策提言」を行っております。7つの提言を実施させるための会議場、あるいは実験場として、地ロシマの使命である「平和巡礼特区」参加者を対象として査証を免除することは困難と考える。	右提案主体からの意見 ・滞在期間の延長は、外国人候補者、受入施設双方のニーズに沿ったものであることから、たとえ、交渉が必要になっても受入れられる可能性が高い。	C	IV	「特区」という概念において、査免地域(特区)とその他の地域(特区以外の地域)との関係で、一旦査免で「特区」に入った外国人が「特区」以外の地域に移動することを制限する必要がある。従って「特区」とそれ以外の地域の境界に入国審査場を設ける必要があるが右は現実的には対応困難と考える。	右提案主体からの意見 ・滞在期間の延長は、外国人候補者、受入施設双方のニーズに沿ったものであることから、たとえ、交渉が必要になっても受入れられる可能性が高い。	C	IV	世界連邦実現のための「世界に通用する平和巡礼パスポート」は、広島が「地球市民」に対して広島発給する旅券＝パスポート、つまり「世界連邦地球市民である身分証明書」です。あくまでも査証＝ビザ「入国許可申請証」ではありません。世界連邦運動WFMは現在24の国と地域の加盟団体によって構成されています。世界連邦運動から世界連邦実現のための政策として「世界に通用する平和巡礼パスポート」の世界の平和の聖地としての広島発給が必要なのです。本提案についての障害がございましたら御教示願います。技術的には対応可能であることは既に提案理由に示しているとおりです。		1 0 2 8 0 1 0	ワールド・ピース・ヒロシマ	広島県	法務省 外務省		
060030	ロシア人を対象とした査証発給要件の緩和	外務省設置法第4条13 出入国管理及び難民認定法第6条	ロシアについては査免対象国でないため、入国に際しては査証が必要。	ロシア人が日本に上陸するときに必要とされている査証について、境港を利用して日本に上陸する場合、旅行社による団体観光旅行者に限定して、無査証で48時間、日本国内に滞在可能とする。	ロシアからの訪日客を増やし、地域経済の活性化、観光立国日本の実現に寄与する。 具体的には、境港を利用して日本に上陸するロシア人は、旅行社による団体観光旅行者の場合、無査証で48時間日本国内に滞在可能とする。	C	IV	一定地域についてのみ本来は査証を必要とする特定の国籍者の入国を認めることは、たとえ団体観光の形式をとったとしても、失窃等を完全に防げるものではないため、困難と考えられる。	右提案主体からの意見 ・滞在期間の延長は、外国人候補者、受入施設双方のニーズに沿ったものであることから、たとえ、交渉が必要になっても受入れられる可能性が高い。	C	IV	ロシアからの訪日客を増やし、地域経済の活性化、観光立国日本の実現に寄与する。 具体的には、境港を利用して日本に上陸するロシア人は、旅行社による団体観光旅行者の場合、無査証で48時間日本国内に滞在可能とする。	右提案主体からの意見 ・滞在期間の延長は、外国人候補者、受入施設双方のニーズに沿ったものであることから、たとえ、交渉が必要になっても受入れられる可能性が高い。	C	IV	ロシア人が日本に上陸するときに必要とされている査証について、境港を利用して日本に上陸する場合、旅行社による団体観光旅行者に限定して、無査証で48時間、日本国内に滞在可能とする。		1 0 5 2 0 1 0	境港ゲートウェイプロジェクト	鳥取県	鳥取県	外務省	